

第9章 整備の方向性と方法

第6章で定めた「大綱と基本方針」の趣旨に基づき、広島城跡の適切な保存と活用を進めていくため、継続して発掘調査などを実施することで広島城跡の本質的価値を確実に把握するように努める。その上で、広島城跡の各種整備事業は、本計画において検証した史跡の課題を解決するための施策として実施し、整備事業の過程においては、発掘調査の現地説明会実施を検討するなど情報を適宜公開することによって、史跡の価値や整備事業に対する市民や来訪者の理解を深めてもらうための機会とする。

整備に当たっては、文化庁や広島県教育委員会の指導や助言、さらに保存活用会議等からの総合的・専門的な意見や助言を受けながら、計画的に実施していく。

また、本計画の策定に伴いその必要性が明らかとなった各種整備を全体の計画に基づいて実施するため、整備基本計画の改定を行うものとする。

第1節 整備の方向性

文化庁監修の『史跡等整備のてびき』には、「史跡等を整備し公開・活用することは、学術的な調査研究の成果を公表し、活用することに他ならない」と記されている。この理念に基づき、広島城跡の整備の方向性は次のとおりとする。

(1) 保存のための整備

広島城跡を適切に保存し、将来に向けて確実に保存・継承していくため、日常的な維持管理の実施とともに石垣カルテの作成を始めとした詳細な現況調査を行い、修理や対策が必要となっている箇所、将来的に対策が必要となる箇所について把握し、計画的な整備を実施する。

また、地震や大雨などの自然災害などにより毀損を受けた際には、速やかに被害の拡大を防止する措置を取る。修復については史跡の価値を保存するとともに来訪者の安全を確保するため、着実に復旧を目指す。

(2) 活用のための整備

広島城跡の本質的価値をより高め、多様な来訪者に分かりやすく伝えたりするための整備手法について検討する。整備に当たっては、遺構や文献史料等の学術的な調査成果に基づき、保存活用会議等での検討内容、文化庁や広島県教育委員会の指導や助言を踏まえて、計画的に進めていくものとする。

また、広島城跡が本市を代表する観光資源の一つでもあること、都心部に位置する都市公園として長年親しまれていること、広島城跡本丸（上段・下段）が本市の定める「地震・津波・大火」を対象とした指定緊急避難場所一覧表に掲載されていることなども踏まえ、史跡の本質的価値の保存・継承を前提とした上で、多様な利用方法を想定した整備を検討していく必要がある。

活用のための整備は、史跡内で完結するものではないことから、周辺を含めた歴史的景観の維持・向上を図り、統一感のある整備手法についても配慮する。

第2節 整備の方法

前節で掲げた方向性に従い、今後進めていく整備の方法は以下のとおりとする。なお、本節に掲げる整備の実施期間と方法は、今後改定予定の整備基本計画の策定過程において十分な検討を行った上で具体的に記載するが、短期的に着手し実施する施策、中・長期的に着手が望まれる施策については、「第10章 調査の方向性と方法」で詳述する。

(1) 保存のための整備の方法

・石垣保存整備

史跡内に存在する全ての石垣・土居等の構築物についてその現況を記録し、適切な保存対策を検討するための基礎資料として「石垣カルテ」の作成を計画的・継続的に実施する。その作成に当たっては、文化庁監修の『石垣整備のてびき』を踏まえ、保存活用会議の専門部会である石垣部会委員の意見・助言を受けて実施するものとし、その成果は石垣部会を通じて史跡の全体整備計画に反映するとともに、今後の石垣の管理、保全のための基礎資料とする。

・雨水対策と遺構保護層復旧整備

過去の都市公園的整備に伴って実施されたとみられる遺構保護のための被覆土の雨水による流出や、側溝などの排水設備の経年劣化により、史跡内の安全・快適な環境が損なわれている箇所がみられる。地下遺構の毀損につながるおそれもあるため、流出した被覆土の補完といった維持管理を行うとともに、史跡内全体の遺構保護層の現状を明らかにするための調査を計画的に実施し、これに基づいた遺構保護層の復旧整備及び雨水排水路の整備を検討する。

・植栽整備

歴史的な雰囲気醸し出す空間とすることに十分に配慮した植栽計画を検討する。石垣や遺構に影響を及ぼすものや景観を阻害するものを取り除くことを含めて、良好な環境を整えることを併せて検討する。



石垣上樹木による石垣変状



樹木に隠れ視認性が低い天守

・園路動線再整備

現在の園路動線は、都市公園の動線として整備されており、経年により劣化が見られる。今後、計画的に継続して実施する発掘調査を始めとした史跡内の調査研究

に基づき、遺構表示の在り方等について検討するとともに、史跡内便益施設等の再配置も視野に入れ、園路動線の再整備計画を将来的に検討する。

これは後述する、活用のための整備の方法に挙げている「遺構表示等整備」とも関連し、史跡内全体に及ぶ総合的な再整備につながるため、保存活用会議等での十分な検討を経た上で、計画的に実施するものとする。



現在の園路



天守台の進入防止柵

・災害被害復旧

上記の整備とは性格が異なるが、史跡内において自然災害等による毀損が生じた場合には、速やかに被害状況の把握と拡大防止措置を行い、来訪者の安全を確保するとともに、遺構の保存に配慮した工法による応急措置を実施する。

(2) 活用のための整備の方法

活用のための整備について、保存活用会議における十分な検討の上で、その具体的な方法を定めることを基本とする。

整備内容に応じ、史跡整備的な性格の強いもの、公園整備的な性格の強いものなど様々な視点からの検討が必要となることから、今後改定予定の整備基本計画の策定過程において、その位置付けや実施の順序等を検討するとともに、実際の整備実施に当たっては個別の実施計画を策定した後に、それに基づいて計画的に進める。

・天守の木造復元に向けた調査・検討

現天守は、現行の耐震基準を満たしていないなど、多くの課題を抱えていることから、本市では現在、文化庁において策定された「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を踏まえ、現天守の解体及び天守の木造復元に向けた調査・検討を行っている。今後、広島城天守の復元等に関する検討会議において、その技術的課題等について考古学的視点及び工学的視点から基礎的な検討を進め、現天守の解体及び天守の木造復元等に係る課題を整理する。

その成果は保存活用会議へ報告し、同会議において史跡の本質的価値をより高めていく観点から、その整備方針や手法についての検討を行う。

・遺構表示等整備

来訪者が、広島城跡が有している本質的な価値を示す要素及び広島歴史的経

緯を示す要素について理解する手助けとなることを目的とした遺構表示整備を検討する。整備は地区ごと、あるいは調査成果を取りまとめ終えた箇所ごとにその整備内容を保存活用会議において検討するものとし、選定する整備手法の中にはVR（Virtual Reality：仮想現実）やAR（Augmented Reality：拡張現実）等の技術を活用した再現展示の導入も視野に入れる。

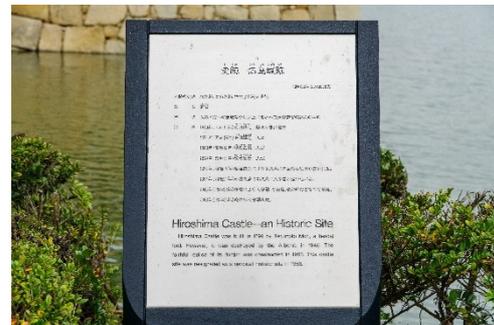
・解説サイン整備

発掘調査及び資料調査の成果を紹介する説明板の設置について、地下遺構への影響に十分配慮した上で設置することを検討し、整備のための調査を継続的に行っていることを積極的に周知していく。また設置説明板は当面は仮設のものとし、整備の全体計画の進捗に応じて景観に調和した統一的なデザインでユニバーサルデザインの観点にも配慮したものへの置換えも検討する。

置換えの際には、国外からの観光客が多く訪れていることも踏まえ、多言語対応についても検討する。



遺構説明板(多言語化非対応)



史跡説明板(英語のみ対応)

・便益施設等整備

トイレやベンチなど史跡内の便益施設等について、整備の進捗に合わせ、必要に応じて撤去・改修・再配置を検討する。いずれの場合においても、史跡の本質的価値の保存管理に影響を与えないよう、遺構や景観への影響なども含めて十分な配慮を検討の上で実施するものとする。

なお、その際には、広島城跡の都市公園としての機能、また、災害時の指定緊急避難場所としての機能についても考慮する。

・バリアフリー化等整備

各種整備の実施に際しては、年齢・性別・身体的特徴・使用言語等を問わず、多くの人が広島城跡を安心して快適に見学できるように、整備の目的や整備対象となる遺構の保全に十分な配慮をした上で、その計画内容をバリアフリー、ユニバーサルデザインの観点を含めて検討するものとする。

また、この検討に当たっては前述の解説サイン整備とも関連し、史跡内外で統一感を持った整備の在り方についても配慮する。